

出張報告書

2023年 9月 13日

市議会議長 様

会 派 名 にじの会

代表者氏名 殿本マリ子

下記のとおり報告します。

記

1 目 的 敗戦前に満州国へ渡った農業移民、満蒙開拓団は全国から約27万人。そのうち約8万人が殺し合う集団自決などを含めて死亡し、生き残った者も中国残留孤児、残留女性の問題を現在にも引き継ぐ。岸和田も無関係ではないその歴史を学び、人権に
拝領した市政へといかすため。

配付

2 出張先 満蒙開拓平和記念館

3 出張期間 2023年 7月 8日

4 出張者氏名 高比良 正明

5 てん末報告

別紙のとおり

満蒙平和開拓記念館視察レポート

満蒙平和開拓記念館は、知覧特攻平和会館のように、南九州市の予算から 2700 万円（2023 年予算、四式戦闘機「疾風」展示分を含む）を得た官営でありながら、お涙頂戴だけを目的として、特攻隊員のヒロポン使用や依存症、PTSD、機材不調などで帰還した兵の振武寮への収容など、都合の悪いことは、振武寮で幽閉されていた元特攻兵が写真を寄贈しても何のキャプションもつけず隠蔽するような展示ではなく、一般社団法人が運営している（建設には長野県などが補助）ことから長野県がなぜ日本一開拓団員を出したかの背景、開拓団員が戦後、関東軍から放置され、集団自決の道を選ばざるを得なかったこと、日本への帰還事業を日本政府が途中で打ち切ったこと（赤十字などは継続）、中国に捨てられた子どもたちが残留孤児となっても、日本政府は無視し、自費帰還した孤児が国を訴え、帰還受け入れを行ったことなど、真実探求のために幅広い事実を展示し、語り部なども加害を含めて話している、実のある内容であり、戦争とは何かを学ぶための必須の施設となっている。

2016 年に明仁天皇と皇后美智子（いずれも当時）が行幸し、翌年 2017 年には天皇・皇后の来訪を記念した碑を建立している。

夫妻は、3 名の語り部の話を聞いた。

その中の一人が、以下の久保田諫氏の話であった。

夫妻は、昼神温泉に連泊し、視察をしている。

日本が侵略した中国・朝鮮・東アジアの広大な地とは別で、1944 年 7 月のサイパン陥落後、主要にはアメリカと戦って一方的に敗北した南洋諸島の一部だけとは言え、生前退位前のベトナム、戦後 70 年にパラオのペリリュー島を、更にその翌年フィリピンのカリラヤを慰霊したことで、不十分極まりないとしても、少しはヒロヒトの戦争責任や、自らが捨て石として、戦後も行けなかった沖縄への申し訳なさのかけらだけでもあるのかと想像される。

TBS 系の信越放送（SBC）で放送されたドキュメンタリー『決壊 祖父が見た満州の夢』戦争中、長野県河野村で村長を務めた胡桃澤盛（くるみざわもり）は、国策に従い、1944 年 8 月、村人を満蒙開拓団として満州国へ送り出した。

新京のような恵まれた場所を中国人から強制収容し、時間を経ずして敗戦を迎え、現地でも恨みを買っていた。河野分村の男性は、1945 年 8 月 15 日に 18 歳～45 歳の男が対象者の「根こそぎ動員」で、43 歳の副団長や、団長の長男ほか、17 人が新京へ出征。残されたのは、女性と子ども、老人、68 歳の団長、耳が遠い 25 歳のマッサージ師（耳が遠かったために、「根こそぎ動員」を免れたのではないか）、そして、15 歳の久保田諫（いさむ）少年だった。

ソ連軍の侵攻で戦場と化した満州で、残された人は、1945年8月16日に集団自決をした。

11時ころ、現地の中国人が拳銃を持ったものを含め、200人くらい集まり、宿舍の物資を運び出したり、畑からジャガイモを掘り出したので、着の身、着のままで、西の吉林方面に逃避する。その後、疲れて、コーリャン畑で寝てしまったところを、数百人の現地人に襲撃されて、こん棒で殴られた。

若かったから、手で防いだりして、致命傷にはならなかった。ところが、こん棒で殴られても、68歳の団長は年寄りだから弱い。

虫の息で、「早く楽にしてくれ!」「若者は、日本へ帰って、報告してくれ!」と叫ぶ。副団長の奥さん、校長先生の奥さん方が集まって協議した。

召集された夫は、新京ですでに戦死したと思った。集団自決をすることになった。

家族が子どもを殺し始めるのを久保田少年は茫然と見つめるが、「手伝え」と言われ、殺人を手伝う。

団長の首を絞めた。母は腰ひもで、赤ちゃんから首を絞め始めた。

小学5、6年生には、「お父さんのところへ行くから」と、言い聞かせて首を絞めるが、息苦しくなると、お母さんの手を、払いのけてしまう。

殺すのをやり返すのは、「かわいそうだ」と、看護婦さんの助言をもらいながら、一気にやってしまうことになる。

子どもの次は、身内のおばあさんの首を絞める。

肉親のつぎは、若い婦人が絞められる。

25歳のマッサージ師と、15歳の久保田少年が残った。

2人は石を探した。大きな石を探したが、畑には大きな石はなかった。中でも大きな石を右手に持ち、左手を相手の肩にかけて、石を相手の眉間をめがけて、殴り合った。

目に血が流れてきた…倒れた。

血が出て失血死するように、頭を下にした。

しかし久保田少年は生き返り、帰国し、50年を経て、語り部として活動をはじめ、天皇皇后来訪時にも体験を語った。

盛は拓務省(後の大東亜省)を引き継いだ厚生省に引き揚げについて問うも、回答が得られず、隣村の神稻(くましろ)村引揚者から「河野村は全滅した」と聞かされ、罪の意識に苛まれ、1946年7月27日42歳のとき自宅で自ら命を絶った。

孫の胡桃澤伸(しん)さんは、盛さんが10代の終わりから死の直前まで書いていた日記から、国民の命をないがしろにした国の政策、個人を犠牲にしてまでも国全体の利益や一体感を優先させる思想、そこに与した祖父の姿を見、戦後、その過ちと向き合おうとしたときの、苦しみの深さを思う。

開拓団について

1940 年、村は分村を推し進めていた。

一家全員で開拓団として移民し、満州に分村を作る。

送り出した母村では、残していった農地を分けて一戸当たりの所得を増やすことができる仕組み。

さらに、分村する村には、政府から交付金や低金利の貸し付けなど助成もあった。村の経済の建て直しを移民送出の大きな原動力にしようという狙い。

政府から県へ人数を割り当て、県は学校にノルマを課した。長野県では、教員で作る研究団体・信濃教育界が大きな役割を果たす。

それ以前にブラジル移民を輩出してきた歴史も、心理的ハードルを下げた部分があったと思われる。

しかし、分村は全国で行き詰っていた。

世界恐慌の後、いったんは落ち込んだ農家の収入は、ほぼ強硬代えの水準に持ち直し、農村の経済は徐々に上向いていった。

戦争の激化は軍需景気をもたらし、長野県でも中京方面の工場を中心に求人が増え、若者たちの就職先が確保されるようになり、政府や軍から「日本の生命線」と喧伝され、侵略や植民地支配を「自衛のため」とうそぶかれていた権益の保守の地＝満州へ渡る最大の理由が薄れていた。

満蒙開拓青少年義勇軍は数えて 16～19 歳。

1938 年～1945 年の敗戦までの 8 カ年の間に 8 万 6 千人の青少年が送りだされ、約 3 万人が命を落とした。

これは満洲開拓民送出事業総体の人員の 3 割を占めており、同事業に欠かせない存在であったが、太平洋戦争開戦後は、ほとんどが国民学校を卒業したばかりの 14～15 歳の少年だった。

義勇軍の訓練所は大小合わせて約 100 か所。

その 7 割近くが北東のソ連との国境近くに置かれていた。

太平洋戦争末期、関東軍が次々と南方戦線へ送られるなか、大本営は 1945 年 5 月に防衛地域の縮小を指示して、満州の 3/4 を放棄する作戦をとる。

この時点で、義勇軍の目的は手薄になったソ連国境の防衛に重点が置かれ、配置から見てもソ連軍に対する盾の役割を担っていた。

しかしこれは妥当とも言える。

当時の国際的な通念では、開拓団は軍事組織であったから。

1942 年に打ち出された、戦争遂行を目的とする日満を通じての食糧増産のための

皇国分村施策に押される形で、胡桃沢盛村長は、1943年10月21日、村の事業として分村移民を進めることを決め、年末には皇国分村の指定を受け、一輪車程度しか通れないあぜ道の田畑に対し、農村整備事業が始まる。

河野村開拓団は、家単位で移住する分村でありながら、18歳以上とされた開拓団の年齢要件も満たさぬ14歳の少年一人での参加も認められており、それは募集の困難さだけではなく、すでに満蒙開拓団という国策そのものが破綻寸前にあったと窺わせる。

それは開拓団人数にも表れており、50世帯入植計画も25世帯95人となっていた。1944年5月、満州の首都だった新京近くの肥沃な土地50町歩（約49.6ヘクタール）を、中国人から強制的に取り上げて歴史は始まる。

日本の公設企業である満州開拓公社が、現地の住民から安く買い取り、半ば強引に立ち退かせていた土地である。

肥沃な土地を取り上げられた中国人の一部では、小作として働く者もいた。

開拓団全体としては、現地の歴史的な土地制度を知らなかったり、実勢価格を知らなかったりしたために恨みを買うこともあったようで、それは国際法の教育を何も受けずに前線へ放り出された日本兵と同じ構図である。

入植者は「土地の入手法を知らされていなかった」と言うが、耕作地や家まで用意され、中国人の小作や労働者までいるのかを考えなかったはずがないが、誰もその疑問を口にするもんはいなかった。

それどころか日本人は一等皇民、朝鮮人は二等皇民、中国人が三等皇民とされ、子どもまでが中国人の先生に「あなた方が日本語を覚えてくださいよ」と威張るなど、あからさまな差別があった。

満州進出はイギリスなどが満州や華北で油井や鉱山を開発したのを見て、日本も同じようにやれると考えたからかもしれない。

しかし、イギリスなどの帝国主義が先乗りして利権を獲得した時代では既になく、満州の資源もそれほどではなかったのも、中国全土へと戦域を拡大していくこととなった。

1945年7月2日、満蒙開拓を管轄する大東亜省は、「現戦局下における満州開拓政策緊急措置要綱」を出して、開拓団の送出を中止する決定をしていた。

それでも国内の混乱を反映してか、制海権を失った危険な海を渡る人々がいた。

その頃、「満州に来れば兵役はない」と言われていたにもかかわらず、成人男性は召集されていった。

召集されたところで、武器も運ぶものもなく、穴を掘るぐらいしかなかった。

5月30日、敗戦が濃厚になると、大本営はひそかに満州の3/4を放棄すると決め、関東軍の主力を南方戦線へ移動させ、手薄になった関東軍は開拓団から兵士を補充していった。

それでも関東軍は敗戦間際まで「関東軍は盤石の安きにある。国境付近の開拓団は安心して生業に励め。必ず開拓団の団員は田畑を守って農作物の栽培に一生懸命やってくれ」と、ラジオ放送で指令をしていた。

8月14日、日本政府は戦後の在外邦人の扱いを現地に指示していた。

極秘の印が押された外務省の文章には、早期の引き揚げでなく、現地への定着の方針が明記され、敗戦後に予想される国内の混乱、食料や物資の不足、さらに中国への侵略をあきらめようとしない軍部の思惑などが絡みあり、日本人を大陸に残そうとしていた。

8月30日、満州の駐在大使は悲惨な状況を報告し、早期の引き揚げを訴えるが、31日、政府は改めて現地への在留方針を決定した。

GHQも軍人や軍属の幅員を優先させ、満州の民間人の期間には着手せず、ソ連軍も日本人の避難民の生命保護や引き揚げには無関心だった。

敗戦時の8月15日。

河野村開拓団に残っていた76人のうち、男性は4人、その他の残っていた家族の7割は子どもだった。

敗戦がわかると、中国人の報復が始まり、16日にどこからともなく集まってきた何百人もの中国人による暴動が起きると、開拓団は着の身着のままたたき出された。

服程度しか奪うものがないとわかると、これまで抑圧されてきた住民の怒りは、開拓団の責任者である67歳の筒井愛吉団長へと向けられ、袋叩きにあう。

団長が「俺はもうダメだから楽にしてくれ」と言うと、幹部の妻たちが「これで逃げるわけにはいかない。団長さんがああ言うんだから、とにかく言うとおりにしてあげましょうよ」と話し、できるだけの人が手をかけて、楽にしてやった。

夜の暗闇が辺りを覆うと、若い母親たちが「戦死したお父さんのところに行きましょう」と話し、幼い子どもに手を合わせると、後ろから帯紐やモンペの紐で、首を絞めていった。

誰も反対せず、逃げもせず、我先に自分の子どもを殺していった。

総勢95人だった河野村開拓団は、敗戦後に集団自決に追い込まれた73人が命を落とす。

1949 年、中国の内戦が共産党の勝利で終わると、中華人民共和国が建国するも、「極東における反共産主義の防壁」と米に位置付けられた日本は、中国を承認せず、国交は断絶。

1958 年、中国を敵視する政策の一環として引き揚げ事業を打ち切り、59 年には最終の消息から 7 年経過後も生存が確かめられない人を国が「戦時死亡宣告」する未帰還者特別措置法が公布され、1 万 3 千人余りの中国残留孤児の戸籍が抹消される。この間も、日本赤十字や日中友好協会などが引き揚げ事業に取り組んでいたが、国交もない中では限界があった。

1972 年、中国との国交が正常化すると、孤児を探す肉親が帰国に奔走するも、政府は消極的だった。

1981 年、世論の高まりを受けてようやく中国残留孤児の訪日調査が始まる。両親や関係者が高齢化し、肉親の判明率は低かった。

1972 年まで中国残留者は「日本国籍の未帰還者」としていたが、以後、「自分の意志で国籍を離脱し、中国籍を取得した」ものとし、厳格な入国管理下に置かれたがために、日本人親族による身元保証を求められ、敗戦時に幼少であった孤児たちにとっては、日本人であることの証明が高い壁となった。

戦後、政府は開拓団を国策として送り出したにもかかわらず、残留孤児の帰国の問題を「家族の問題である」として、介入しない方針を打ち出していた。

1995 年、帰国制度を撤廃するまで、残留孤児たちは理不尽な制度に苦しめられた。帰国後の生活への支援は無きに等しい。

2008 年、国家賠償請求について、国の法的な責任や謝罪を不問に付す条件で、政府が年金の満額支給と最高で月 8 万円の生活支援金という柱の和解が成立する。それでも生活保護に頼らざるを得なかった多くの帰還者にとっては、朗報となった。

満蒙開拓団は、戦後も差別される。

戦後の食糧難を解消し、海外からの引き揚げ者の就労を確保する施策として、国有地を払い下げ、引き揚げ者は新天地を求めていったが、痩せた土地や山奥などの不便な場所があてがわれる例もあった。

それは岐阜県黒川村にある自分たちが助かるためにソ連兵や中国人に女性を差し出した乙女の碑とも重なる。

自分たちの生贄となったものに対しても牙をむく、日本人の差別意識の顕在化であろう。

軍人遺族会と開拓団が毎年 8 月 15 日と同日ながら別々に開いていた村の慰霊祭を、戦後 50 年が過ぎ、合同慰霊祭を開催する話が持ち上がった時、軍人遺族から「父親や祖父はお国のために戦って命を落とした。好き勝手に行行って死んだ満州の奴らと一緒にできるわけがない」と異論が出たことでも、戦後の村社会の分断がわかる。

1947年10月、長野県大日向村開拓団の引き揚げ者が築いた軽井沢の大日向集落で、昭和天皇の巡航視察があった。

集落の代表者は、引き揚げ後の再入植と開拓について説明した。

昭和天皇は「大変苦勞をかけたね。開拓の仕事を国にとっても重要ですから、頑張ってください」、「立派な日本人になってください」と子どもたちも含めて激励。一同は涙して「頑張ります」と答えた。

昭和天皇がかけるべき言葉は、ねぎらいや励ましだったのか。

「立派な日本人」とは何者なのか？

戦後補償裁判

1951年に連合国と締結した「サンフランシスコ平和条約」で、日本は連合国に対する補償請求権を放棄。

1952年、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」という法律を制定。翌年、GHQ統治下では停止されていた「軍人恩給」（旧軍人と旧軍属ら及び遺族に支給される恩給）を復活。

その後、準軍属、遺族年金、国家総動員法に基づく国民徴用令によって徴用された者、総動員業務に動員させられた学徒、女子挺身隊員、軍の要請で戦闘に参加した民間人、建物疎開などに従事させられた国民義勇隊員、防空業務に従事した警防団員、医療業務者、満鉄軍属、内地勤務の陸海軍部内軍属、軍人恩給停止（1946年2月1日）後食えなくなつて再婚したが離婚（1952年4月29日まで）した再婚解消妻、事実上の父母などに広がった。

これらによる支給総額は2016年時点で累計60兆円に及ぶ。

軍隊に所属する人のうち、戦闘に従事する人を軍人、それ以外を軍属と呼び、両者とも軍と雇用関係にあったことから、戦後補償がなされてきました。

12年（兵・士官）ないし13年（准士官）以上勤務した軍人には、「恩給」と呼ばれる戦前定められた年金制度によって、本人とその遺族に対する給付が行われている。給付額は当時の階級別に分けられており、最低級の兵は約146万円、最高級の大將で約833万円（具体的な金額は勤続年数によって変わる）、それぞれ年間に支払われる。

加えて、勤務中の傷病に対してや、勤務地別の様々な追加の補償があります。本人が死亡した後は、遺族に対して支払いが行われます。

恩給法の年限に満たない軍人や、軍属、準軍属（軍属の身分はなかったが、国家総

動員法等で軍に動員された人々)のうち、障害を負ったり、亡くなった人に対しては、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」によって、本人または遺族に特別の障害年金や遺族年金等が支給されています。

障害年金の額は、障害の重さやどのように発生したかによって変わりますが、年額約74万円～約973万円となっています。

原爆被爆者、シベリア抑留者、中国残留孤児等については、民間人でも援護の対象になっているが、空襲の被害に遭った民間人に対しては、日本政府からの補償は一切ない。

戦後補償裁判の概要

1939年 イギリス、人身傷害(緊急措置法)制定 戦時戦後の緊急事態期間に、空襲被害者などである「有給就業者」、「非有給就業者」、「市民防衛志願兵(市民防衛組織の一員として認められた者)」が被った戦争「傷病」に対して、年金、医療費、職業訓練などを支給 遺族にも年金や手当が支給

1945年 敗戦・シベリア抑留始まる
軍人恩給の停止

1946年 フランス、軍人廃疾年金及び戦争犠牲者に関する法典における民間戦争犠牲者の項を拡大 第一次世界大戦時の「戦争行為」の結果、「不具を生じせしめる傷病」を受けた「全てのフランス人」は、年齢・性別にかかわらず、終身又は臨時の年金の受給権を有する旨の規定を、第二次世界大戦中の「犠牲者」にも拡大 障害年金、寡婦年金、遺児年金、両親年金、障害加算、介助費用手当、障害程度に応じた重度障害手当・重度傷害手当、家族手当の加算もあり 特に、遺児は、「戦災孤児」として、人間としての成長のための国の特別な保護と生計費、奨学制度に上積みした高等教育までの教育・職業訓練手当等の金銭的援助を受けた(参考:映画『記事られた遊び』)

1947年 3月18日、日本港政府の東京中央連絡局は、ソ連に対して、抑留からの帰還者に労働賃金計算カードを持たせるように要求(この時点では、労働証明さえあれば、賃金支払い意志あり)

1950年 ドイツ、障害年金、医療保障、遺族年金などからなる銃後の民間人を含む戦争犠牲者の援護に関する法律制定

1952年 日本が独立を回復(サンフランシスコ講和条約発効)

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」施行 旧植民地出身者は一方的に日本国

籍を剥奪され、保証の対象外となる

1953 年 軍人恩給が復活

捕虜の待遇を定めたジュネーブ条約 (1949 年成立) を日本が批准 それ以前に南方での連合国捕虜となった日本人については、所定の賃金を支払っている (シベリア抑留者には支払われず)

1955 年 韓国出身戦犯者同進会発足 日本政府に補償を求める運動開始

1956 年 シベリア抑留が終わる (日ソ共同宣言調印による)

1963 年 「忘れられた皇軍」(大島渚監督) で、軍人恩給を受けられない元日本兵たちの問題が顕在化する

1973 年 議員立法「戦時災害援護法案」が国会に提出される 以後、14 回提出され、1988 年まで 18 会期にわたって審議されたが、いずれも審議継続、審議未了で成立せず

1974 年 李光輝 (日本名: 中村輝夫) が 1943 年、台湾人日本兵の志願兵として、インドネシア のモロタイ島に派遣され、終戦を知らずにジャングルの中で 31 年間生活し、12 月になってようやく発見された (終戦時の階級は 一等兵)

12 月 12 日、ドイツがユーゴスラヴィアに対し、締結された協定にもとづく相当な額の経済援助の付与

1975 年 10 月 9 日、ドイツがポーランドとの協定で、年金および傷害保険のためのかかりな額の支払いが規定される

1976 年 名古屋大空襲訴訟 (1980 年敗訴・上告)

1978 年 孫振斗訴訟にて、最高裁 (行ツ)98 は、1974 年 3 月 30 日の福岡地裁と 1975 年 7 月 7 日の福岡高裁での原告の主張を認めた上で福岡県知事の却下処分を取り消した判決を確定させ、

日本で生まれ育った韓国人被爆者に対して被爆者健康手帳の交付せよとする。

イタリア、ドイツと同様の銃後の民間人を含む補償の法を制定

1980 年 原爆被害者対策基本問題懇談会 (橋本龍太郎・厚生大臣の私的諮問機関) が、受任論を展開する意見発表

1984 年 戦後処理問題懇談会(藤波孝生・総理府総務長官の私的諮問機関)報告で、
抑留被害などの個人補償を採用せず(「寝た子を起こ」さない「リーズナブルな範囲で切らなきゃならない」「パンドラの箱を開け」ない「できるだけあんまり広げないで」恩給欠格者に補償をしたら、他の犠牲者には補償をしていない以上、不公平になってしまう)

1986 年 戦後処理問題に関して、政府・与党間で「戦後処理問題はすべて終結」と合意

1987 年 名古屋空襲訴訟、上告棄却 「戦争で受けた損害を国民は等しく“受忍”“受任”すべき対象を、財産から生命、身体にまで拡大

1988 年 7 月、戦後処理問題懇談会の結果を受け、200 億円(のちに 400 億円)を出資して、平和祈念事業特別基金を設立 恩給欠格者や引揚者への保証はなく、抑留経験者のうち、恩給を受けていない人たちに対して一律 10 万円支給(抑留機関、被害の実態と関連せず)

2007 年 東京大空襲訴訟(2009 年敗訴・上告)
シベリア抑留補償訴訟

2010 年 6 月 16 日、議員立法で、シベリア抑留に関する「戦後強制抑留者特別措置法」制定 2012 年度までに事実上の補償として 25~150 万円/人、総額 193 億円が 6 万 8847 人に支給されるが、恩給ではなく一度限りの特別給付金(恩給欠格者、抑留経験者、引揚者を慰労する事業を行った平和祈念事業特別基金の残金 200 億円を横滑りで充てる) 60 万人が不当に抑留され、6 万人が死んだとされている中、国は抑留中の死亡者を 5 万 5 千人と推計しているが、これまでに帰還した遺骨は約 2 万體でしかなく、政府による慰霊や専門家の調査も遅れている

2011 年 句集被害者援護法のリップを目指す議連発足 死者一人につき遺族に 100 万円、15 歳未満で孤児になった人に 100 万円、負傷した人や病気になった人に、程度により 40~100 万円とし、試算では最大対象者 65 万人予想額 6800 億円とした(元軍人・軍属への恩給は約 60 兆円、米軍への思いやり予算の 3 年分程度)

2012 年 沖縄戦国賠訴訟

2013 年 東京大空襲訴訟、最高裁で原告敗訴確定

2014 年 大阪大空襲訴訟、最高裁で原告敗訴確定

2013 年 東京大空襲訴訟、上告棄却

大阪空襲訴訟、大阪高裁が棄却 戦争被害について「これらの戦争損害に関する補償については憲法の各条項の全く予想しないところをいうべである」とするが、1946 年、軍隊解体後に制定された憲法が、元軍人・軍属への補償を「予想」していたはずがない

地裁判決「戦争被害者の救済は立法を通じて解決すべきだ」

シベリア抑留補償訴訟、最高裁で原告敗訴確定

2015 年 戦後 70 年にあたり、安倍晋三首相が東京大空襲の慰霊法要に歴代首相として初めて参列

受任論

1960 年に起きた「在外財産補償請求訴訟」の判決におけるものが初。

この訴訟は、カナダにいた日本人が、戦争を機にカナダ政府に財産を没収されたことについて日本政府へ補償請求を行ったものです。1968 年に最高裁は上告を棄却し、その中で以下のように述べている。

「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであつて、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかつたところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。」

これが「戦争中は国民全員が何らかの被害を被ったのだから、その被害については我慢しなければならない」「そのような補償は憲法は予想していないから、国は補償する義務はない」とする「受忍論」の始まりです。

この在外財産賠償請求訴訟では、その範囲は財産に対してのみでしたが、1980（昭和 45）年に名古屋高裁で敗訴し、1987 年に最高裁が上告を棄却した「名古屋大空襲訴訟」では、これは人命にも広げられ、空襲によって命を落したり怪我をした人も皆我慢をしなければならない、とされた。

1978 年の孫振斗訴訟判決を受けて、1979 年 5 月、橋本龍太郎厚生相私的諮問機関として、「原爆被爆者対策基本問題懇談会」が設置され、非公開で 14 回開かれる。長らく厚労省は議事録は存在しないとしてきたが、情報公開請求を経て、2010 年 8

月1日東京新聞、同年10月25日朝日新聞が報じたところによると、財政がもたないとする恫喝論法さながらに「スモン訴訟や水害訴訟で国家賠償の要求が拡大されている。歯止めをかけないと国家財政が破綻する」と発言したり、「被爆者は37万人もおられ、びんびんして何でもない人も多いんでしょう」、(被爆者が意見陳述し退席した後)「センチメンタルなものを長々と読み、時間を浪費してしまった」、「(被爆地拡大の要求について) 何か一種のたかりの構造の具体的なあらわれのような感じがいたしまして」などと委員が発言、橋本厚生相も名古屋と東京大空襲の被害者たちが補償を求めていることについて「非常に厄介」とし「率直に申しまして、国家補償という言葉をしてできるだけ使いたくない」(1979年10月11日)などと発言しており、いかに被害者を疎ましがっているかがわかる。

参考：

幻の村-哀史・満蒙開拓-早稲田新書 手塚孝典 早稲田大学出版部 (2021/7/31)

戦後補償裁判-民間人たちの終わらない「戦争」栗原俊雄 NHK 出版新書 (2016/6/9)